

企画競争実施の公示

2017年12月28日

Japan National Tourism Organization (JNTO)

モスクワ事務所 所長 本蔵 愛里

企画競争について、次の通り公示する。

1. 業務概要

- (1) 業務名 ロシア市場における複合的広告宣伝事業
- (2) 業務内容 ロシアにおける広告宣伝等を実施し、ロシア市場における認知度向上及び訪日旅行者数の増加と旅行消費の拡大促進を図る。
- (3) 履行期限 2018年3月30日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) JNTO契約事務実施細則第26条に規定されている競争参加者制限に該当しない者。

○JNTO契約事務実施細則

(競争参加者の制限)

第26条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）から指名停止の措置を受けている者

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させることができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、又同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、該当代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用した者

3 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

- (2) 過去3年間に於いて法律により罰せられたことがないこと。
- (3) 法人登記（個人事業者の場合は、住民登録）がなされているとともに、法人税等の諸税を滞納していないこと。

3. 手続等

- (1) 実施部署

JNTO モスクワ事務所 担当：橋長 奈央 (Nao HASHINAGA)

住所：3rd Floor, 5, Bryanskaya Street, Moscow, Russia

TEL：+7-495-995-0120

FAX：+7-495-995-0145

Email：nao_hashinaga@jnto.go.jp (Ccにairi_motokura@jnto.go.jpを入れること)

- (2) 企画競争説明書の交付期間及び方法

期間：2017年12月28日（木）から2018年1月16日（火）17時（モスクワ時間）まで。

方法：①PDFにてメール送付、または②JNTOモスクワ事務所にて手交。

企画競争説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

- (3) 企画書の提出期限、場所及び方法

2018年1月18日（木）12時（モスクワ時間・必着）までに、(1)に提出。持参又は郵送に限る（郵送の場合であっても、提出期限までに必着で、配達記録が証明できるものであること）。

また、企画書提出にあたっては、以下の書類も併せて必要となる。

ただし、日本の全省庁統一資格を有する者はそのコピーを提出することで、以下の書類の提出を省略できる。

- ① 法人統一国家登記簿（EGRUL）の証明書
- ② 税務登録証明書
- ③ 代表取締役パスポートの認証されたコピー
- ④ 会社概要（以下の事項を明記すること）
 - (1) 会社名
 - (2) 会社住所
 - (3) 代表の連絡先（E-mail, Web etc.）
 - (4) 企画書に盛り込まれるサービスの提供歴
 - (5) 担当者の連絡先（事業担当の連絡先）

※写真機、複写機などを使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明であるコピーに限り、代用して差し支えない。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語または英語（及び必要に応じてロシア語）、通貨はロシアルーブルとする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。
- (3) 企画書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、JNTOの情報公開に係る審査基準に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画書が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、JNTOの会計規程等に基づく契約手続の完了までは、JNTOとの契約関係を生じるものではない。
- (8) 提案者が2.に示した企画競争参加資格要件を満たしていることを確認するために、信用調査を実施する場合がある。その結果を踏まえて、特定後であっても契約を締結しないこともあり得る。
- (9) 本業務は、日本政府平成29年度補正予算の成立を条件とし、契約締結及び業務の実施は予算成立後に行うこととする。
- (10) その他の詳細は企画競争説明書による。

以上